

## 議案第1号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月8日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

### 提案理由

令和6年度、令和7年度に係る保険料率を改定するとともに、賦課限度額及び保険料軽減判定所得の基準額の引上げ等を行う必要があるため提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「100分の10.46」を「100分の10.95」に改める。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「53,420円」を「56,340円」に改める。

第10条中「660,000円」を「800,000円」に改める。

第12条第1項第1号ア中「財政安定化基金拠出金及び」を「財政安定化基金拠出金、」に改め、「法第117条第2項の規定による拠出金」の次に「及び法124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」を加え、同項第3号中「所得割総額は、被保険者均等割総額」の次に「の48分の52に相当する額」を加える。

第14条第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、京都府後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第10条中「800,000円」とあるのは、「730,000円」とする。

- (1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者
- (2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が580,000円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は670,000円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。
- 3 第1項の場合における所得割率は、100分の10.11とする。